

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合
平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合
新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

ンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号： 2 国名：インドネシア 担当：地球環境部
案件名：インドネシア「気候変動対策能力強化プロジェクト」サブプロジェクト2 脆弱性評価

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2013年10月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における気象分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月8日から2013年5月10日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月8日から2013年5月13日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年5月24日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 6月上旬
- (5) 契約交渉 : 6月上旬～6月中旬

5 業務の目的

インドネシア国（以下、「イ」国）では、気候変動の影響とみられる年間降雨パターンの変化が見られており、特に赤道以南の地域では、乾期の長期化と降雨量の低下、雨期の短期化と集中豪雨の増加等、気候変動リスクが高まると予測されている。将来の気候変動に伴う災害の深刻化・発生頻度の増加は、経済活動の停滞や貧困の増加等の経済的・社会的損失を招き、同国の持続的な開発を脅かす重要なリスク要因となることが懸念されている。その為、国や地方レベルの開発計画の策定段階で、気候変動による影響や地域およびセクターの脆弱性を考慮し、適応策を国および地域レベルの開発計画において主流化していくことが重要となっている。

「インドネシア気候変動対策能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）は、2010年10月から5年間の期間で実施されており、開発における緩和策および適応策の主流化（SP1）、脆弱性評価に関する能力強化（SP2）および国家温室効果ガスインベントリ策定能力強化（SP3）の3つのサブプロジェクトで構成されている。3つのプロジェクトの総括（アンブレラ）としてチーフアドバイザーおよび業務調整員が派遣されており、サブプロジェクト2（SP2）には脆弱性評価を担当する長期専門家が派遣されている。SP2のプロジェクト目標である気候変動への脆弱性評価のためには、気候変動予測を含む物理的な災害の可能性（Exposure）と感度（Sensitivity）、並びにその災害に対する適応能力（Adaptive Capacity）の三つの要素にかかる能力強化が必要であり、SP2では、バリ島をパイロット地域として水・食糧問題にかかる脆弱性評価に取り組んでいる。

SP2では、気候変動予測と検証にかかる能力強化を達成すべき成果の一つとしているが、カウンターパート（CP）機関である気象地象物理庁（BMKG）は、物理的な災害予測に必要な気候モデルの活用に必要な技術が不足しており、物理的な災害評価（Exposure）にかかる能力強化が課題となっている。全球気候モデルは、通常広範囲の情報を分析するために使われるもので、パイロット地域内での脆弱性の違いを評価することには適していないため、統計的・物理的な手法を使い、データを詳細化するダウンスケーリングの手法を学ぶことが必要不可欠となっている。特にBMKGはダウンスケーリングの経験が浅く、SP2の成果の一つとされているバリ島の脆弱性マップを作成するためには、パイロット地域での小規模のモデリングに係るダウンスケーリングおよびダウンスケーリングの活用方法に関する技術習得が不可欠である。また、プロジェクトの成果物である脆弱性評価のガイドラインや脆弱性マップを作成する必要がある。

本業務では、現地における研修の実施により、気候変動予測と検証および適応能力の評価に関する関係機関の能力強化を図り、SP2のプロジェクト目標である脆弱性評価にかかる能力強化に貢献することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

< 国内準備作業 >

- (1) ワークプランの検討
- (2) ワークプラン（インセプションレポート）（案）のJICAへの説明
- (3) 現地研修に関する事前準備
（必要な携行機材の購入、ソフトウェアのインストール、BMKGの施設の準備状況の確認等）
- (4) 現地派遣中の専門家を通じた現地研修内容に関するCP機関との調整
- (5) 関連情報の収集、整理（気象・水文、地形・地質等、既にプロジェクトにて収集している情報を含む）

< 現地作業（2-3回程度の現地派遣を予定）>

（6） 現地研修の実施準備・CP機関との調整

（7） 現地研修の実施（主な研修項目は以下 ～ のとおり）

脆弱性評価に関する実用的なダウンスケーリングの技術の習得

農業分野における、ダウンスケーリングによって得られたデータを活用するためのより実践的な技術（特に統計分析）の習得

パイロット地域の事例を用いた脆弱性マップ及びガイドラインの作成

< 事後整理期間 >

（8） 業務完了報告書のとりまとめ

7 成果品等

1) ワークプラン（2013年 6月下旬）

2) 業務進捗報告書（2013年 8月下旬）

3) 業務完了報告書（2013年10月中旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

1) 総括/脆弱性評価（統計分析）（評価対象予定）

2) ダウンスケーリング（評価対象予定）

3) 研修計画

9 特記事項

・ 共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。